

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------|
| 番 号 | 請 願 第 2 5 号 | 受理年月日 | 令和3年5月26日 |
| 件 名 | 加齢性難聴者に対する補聴器公費助成制度制定に関する意見書の提出を求める請願 | | |
| 提 出 者 | 全日本年金者組合愛知県安城支部 森 下 浩 平 他1名 | | |
| 紹 介 議 員 | 石 川 翼 森 下 祥 子 | | |
| 付 託 委 員 会 | 健康福祉常任委員会 | | |
| 要 旨 | <p>請願の趣旨</p> <p>貴職が市民生活の向上に日夜腐心されていることに対して敬意を表します。</p> <p>さて、高齢者の身体機能が衰えていくことは避けられないものであるとはいえ、日常生活に何らかの不便をもたらします。とりわけ加齢による聴力の低下は日常生活上あるいは社会関係上に多大な影響が生じます。周囲から見れば笑い話のようなものかもしれませんが、例をあげれば放送による駅や病院での案内が聞き取れず、緊張が高まったり不安になったりします。また、会話は相手の話が理解しづらく何度も聞き返すことになっても、それにも限度があるので結果として内容が理解できず、意思の疎通が不十分なままに終わることもあります。さらに、耳の遠い高齢者の会話は声が大きくなる傾向があるため、周囲に大声の会話を奇異な目で見られることなしとしません。これらの体験の積み重ねの結果、社会的参加を避ける人も出てきます。社会的不参加はただひとりぼっちで生活することを意味するだけではありません。精神的な孤立感からうつ症や認知症を発症する傾向が高くなるといわれています。加えて昨今では、年金支給開始年齢の引き上げと労働力としての社会的要請があいまって定年退職後も雇用されて働く高齢者が増加しております。聴力が十分でないまま働くことで職場でのコミュニケーションに差し支えがでる場面を想定するのは杞憂でしょうか。</p> <p>つぎに、日本の補聴器購入の補助制度は障がい者と認定された聴力70デシベル以上の人が利用可能となっています。</p> <p>いっぽう、WHO（世界保健機関）では41デシベル以上で補聴器を利用することを奨励しています。41デシベルとは人の言うことが時として聞き取れない、あるいは人の声の質によっては聞き取れないことがあるが、基本的には会話が成り立つレベルにあたります。WHO基準にならえば、現在のわが国の補聴器に対する補助基準は立ち遅れていることははっきりしています。</p> <p>補聴器は一人ひとりに微調整が必要ないわば精密機器です。そのため価格が片耳につき耳穴式が18万円から、耳掛け式が16万円からと、老眼鏡のように気軽に手の出せるものではありません。</p> <p>今年度から、国と愛知県の制度化にともない、安城市でもアクセル踏み間違い防止装置購入時の補助制度が充実し、市民の負担が大幅に軽減されました。これにならい加齢性難聴も老化による仕方のないものであり、ひろく社会に影響を及ぼす障害ととらえて、必要とする高齢者が安心して補聴器を購入できるような助成制度の実現を切望いたしております。</p> <p>請願事項</p> <p>加齢性難聴者の補聴器購入費に対する公費助成制度を創設するよう、地方自治法第99条に基づいて国に意見書を提出してください。</p> | | |